

1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について

- (1) 横浜市西部地域療育センター（以下「センター」という。）は、3 区対応という幅広い区域を担当しながら、地域療育の拠点、早期療育体制の整備、専門的・総合的機能の整備、保護者への支援を運営の基本的な考え方としています。利用者や関係機関のニーズを的確に把握し、保護者が安心して子育てができるような配慮をしながら、各障害に対する総合的・継続的かつ専門的な療育機能を発揮してきました。
- (2) 公的専門機関、指定管理者施設として、公益性・公共性を備えた健全な業務を行うために、運営協議会の設置や福祉サービスの第三者評価の受審など客観的な視点を取り入れ、効率的で開かれた施設の運営に努めました。
- (3) 利用者のニーズや社会環境が多様化する情勢をふまえ、横浜市から R5 年 3 月に「地域療育センターあり方検討のまとめ」が報告されました。この報告書の作成には、相談から始まる療育サービスなど、センターが試行錯誤しながら取り組んできたアイデアが深く関与しています。引き続き横浜市と方針を共有しつつ、あり方検討の実施を遅滞なく進めていきます。
- (4) 運営にあたっては、常に「利用者中心のセンター運営」を念頭におき、利用者的人権を尊重する視点に立った運営に努め、苦情や要望に対しては、適切に対応できる仕組みの整備を行ってきました。

2 重点的に取り組んできた事項について

- (1) 利用希望児の増加への対応と相談からはじまるサービスへのシフト

対象児の状態像やニーズの多様化、社会の障害に対する認知度の向上、地域療育システムの定着等により、特に発達障害児について利用希望が増加し対策を講じてきました。相談から始まるサービスの充実を図り、その実践を通して蓄積された知見を横浜市と協議し、R5 年 3 月に「地域療育センターあり方検討のまとめ」につながりました。今後、本格的にセンターの利用開始が「医療」ではなく「相談」に確実にシフトし、時代に合わせた地域療育の拠点としての役割を遂行していくことが期待されます。参考として、以下に過去 10 年の新規申込総数の推移を示します。

年度	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
人数	572 人	607 人	670 人	724 人	779 人	783 人	796 人	676 人	913 人	910 人

また、初診枠を増設するとともに、初診枠の一部（年間 50 枠）では、初診と心理評価を同日に行い診察枠を効率的に運用することで、可能な限り初診枠の設置を講じてきました。

- (2) 地域関係機関への支援

保育所・幼稚園への支援の強化に加え、地域訓練会等関係機関や担当区の子育て支援拠点等の地域での支援者とも連携し、地域における障害児の受け入れ、理解の促進に努めました。

- (3) 前回選定時の計画の実施状況

ア 利用希望児の増加への対応 上記 2(1)をご参照ください。

イ ニーズの多様化に対応した集団療育体制の構築

児童発達支援センターにおいては、障害の多様化・就労家庭の増加等に対応できるよう、週 1 日療育のふたばクラスを確立し、支援が必要な児童を低頻度でも受け入れできる体制の整備を行いました。

ウ 地域との連携の強化

保育所・幼稚園等への支援の他、地域訓練会、子育て支援拠点等の支援者、医師会が主催する勉強会への講師派遣など、積極的な地域連携に努めました。

エ 家族への支援

保護者教室、療育講座、個別面談等を組み合わせ、家族の精神的な支援に努めました。

オ 虐待リスクのあるケースやご家庭については、虐待予防委員会を設置し専門職が連携することで迅速かつ適切に対応しました。

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫	<p>(1) 苦情解決制度(第三者委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法、現指定期間中の苦情解決制度利用件数、利用件数(制度利用事案)についての対応結果 <苦情解決制度の周知方法> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決制度リーフレット類の配付 ・施設内掲示板での制度概要および担当者の掲示 ・重要事項説明時の説明(集団療育利用児保護者) <現指定期間中の苦情解決制度利用件数> ・0件 <p>(2) 苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市福祉調整委員会の案内・掲示 ・投書箱の設置 ・保護者連絡会等での要望等の意見交換(通園利用者)
2 支援計画、個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・作成の対象児童、計画の概要(項目等)、計画作成の手順、計画見直しの時期・頻度 ※計画の種類が複数ある場合は、それぞれについて記入してください。 <p>(1) 支援計画</p> <p>ア 作成の対象児童 利用児全員</p> <p>イ 計画の概要(項目) 児童の長期的目標とサービス内容を、保護者の意向や地域との連携をふまえ、センターとしてのプランを作成しています。</p> <p>ウ 計画見直しの時期・頻度 必要時に見直しを実施。時期・頻度は子どもによって異なります。</p> <p>エ 計画作成までの過程(手順) 担当する関係職員が出席する処遇検討会議で決定し、再診等の場面で保護者に伝え、了承を得ます。</p> <p>(2) 個別支援計画(通園施設)</p> <p>ア 作成の対象児童 集団療育(通園、ぴーす等)利用児全員</p> <p>イ 計画の概要(項目) 集団療育利用児の年間目標と具体的なサービス内容を、保護者と確認しながら、作成しています。</p> <p>ウ 計画見直しの時期・頻度 評価は初期、中期、終期の3回実施 見直しは10月～11月と2月～3月の2回実施</p> <p>エ 計画作成までの過程(手順) 担任が保護者と確認しながら作成し、処遇検討会議で決定して、保護者の確認を得ます。</p>
3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績(時期、回数等) <p>(1) 運営協議会(年2回) 開かれた施設運営を図るために、利用児の保護者や地域関係機関・施設のニーズや状況等の情報交換を行うとともに、地域における療育システムの推進に関する協議を行っています。</p> <p>(2) 福祉保健センター連絡会(年2回)</p> <p>(3) 担当区自立支援協議会(各区月1回)</p> <p>(4) 配慮の必要な幼児の就学に関する連絡会(年2回)</p> <p>(5) 要保護児童対策地域協議会(年1回)</p> <p>(6) 児童相談所との連絡会(随時)</p> <p>(7) コーディネーター協議会(随時)</p> <p>(8) 今井エリア子育て支援連絡会(年1回)</p> <p>(9) 西部教育事務所(スクールソーシャルワーカー)との連絡会(年1回)</p> <p>各関係機関との情報交換、ニーズの把握等を行っています。</p>

4 実習生、研修生、ボランティアの受け入れ	<p>・令和4年度の実績 (実習生(単位取得のための学生等)・研修生(他施設職員等)・ボランティアの受け入れ人数、受け入れの際の対応、受け入れの制限及び配慮事項等)</p> <p>(1) 実習生(単位取得のための学生等)の受け入れ人数 8人(保育士2名、心理士6名) (2) 研修生(他施設職員等)の受け入れ人数 8人(保育所保育士、療育機関職員、学校教員等) (3) ボランティアの受け入れ人数 ・療育ボランティア:延210人(療育日)</p> <p><受け入れにあたっての対応> ・電話連絡により事前調整の上、その後、正式文書を依頼(実習・研修生) ・園長等責任者が事前に概要説明と面談(ボランティア)</p> <p><受け入れの制限、受け入れにあたっての配慮事項等> 障害児の専門機関であるため、センターの方針や個人情報保護の理解(守秘義務)、障害特性の理解、感染症対策等についての研修等を行った上で受け入れています。</p>
5 センターに関する情報提供	<p>・センターの案内等に関する情報提供(ホームページ掲載等)の取組状況 <ホームページによる情報提供></p> <p>(1) センターの利用者や利用を検討している方などへ、センターの概要がわかるパンフレットや、講座情報などを掲載しています。 (2) 就学支援の一環として、横浜市特別支援教育総合センターの依頼に基づき、横浜市の就学相談に関する資料や動画視聴のためのリンクを貼っています。 (3) 法人として事業計画、事業報告や、第三者評価結果、自己評価結果について掲載し情報提供に努める他、求人やボランティア募集についても掲載し人材確保に努めています。</p> <p><利用者専用の「tunagaru-webサイト」の運営> ・幼児対象、学齢児対象の療育講座の動画を利用者専用のサイトに掲載し、保護者の学ぶ機会を保障しています。</p> <p><その他の取組> ・緊急時の保護者への連絡についてはマチコミ等を活用しタイムリーに必要な情報を配信しています。 ・通園バスでの送迎については、専用のアプリを用いて現在のバスの位置情報を確認できる案内を行っています。</p>
6 建物・設備等の維持管理	<p>・維持管理に当たって留意している点</p> <p>(1) センター開設から22年が経過し、建物や設備の老朽化が徐々に進んでおります。大規模改修に繋がるような不具合や緊急性の高い案件については、遅延なく主管課へ報告し指示を仰ぐとともに、応急処置を行っています。 (2) 法定期検を含む各種点検の実施や専門業者との保守契約を締結することにより、異常を把握し必要な修繕や設備の更新を行いつつ、利用者の安全確保や快適な施設利用に繋がるよう努めています。 (3) 清掃業務については、日常清掃の他、定期清掃やスポット清掃を実施し、清潔感のある施設運営を意識して取り組んでいます。</p>
7 災害発生時の対応に関する取組	<p>・マニュアルの作成等の取組状況</p> <p>(1) 非常災害時行動マニュアル、大規模地震発生時対応マニュアル、通園バス緊急時連絡方法の手順等を作成し、年度当初に全職員と内容の確認、役割分担の共有等を実施しています。 (2) 火災想定、地震想定の避難訓練(消火訓練を含む)を通園施設、ぴーすでは月1回、センター全体で年2回実施しています。</p>

8 事故防止に関する取組	<p>・ヒヤリハット事例の共有化、マニュアル又はチェックリストの作成等の取組状況 (1) 危機管理マニュアルを作成し、年度当初に全職員と内容の確認を実施しています。 (2) ヒヤリハット事例については、報告書の記載を義務付け、危機管理委員会に報告するとともに、課会議等において報告・確認し、事例の共有化を図り、再発防止に取り組んでいます。 (3) 大きな事故につながる恐れのあったヒヤリハット事例については、詳細な検証を行うとともに、事例をデータ化することで事故の起こる可能性の高い場所や時間帯についての分析を行い職員に周知しています。</p>
9 感染症対策に関する取組	<p>・マニュアルの作成、予防策の取組状況 (1) 法人として、リハセンター診療所長を部会長とし、療育センターも部会員となっている「感染症部会」を設置し、定期的に感染症予防等に関する会議を開催しています。 (2) 法人として、感染症予防、感染症発生時の対応等を記載した、「感染症対策ガイドライン」を定めています。感染症発生時等の報告様式も定め、発生時には感染症部会長まで報告をしています。 (3) 療育センターとしては、上記ガイドラインに基づき、利用開始時のチェック項目、感染症に罹患した利用者への対応方法等を、より詳細にまとめた、「療育センター共通感染症対策マニュアル」を定めています。 (4) 通園施設については、集団感染の可能性がより高いことから、インフルエンザ、ノロウイルス等の流行前から予防に関する掲示物の作成や周知の徹底をしています。また、インフルエンザ流行時には、感染者数等の周知を徹底するとともに、感染した利用児には学校保健安全法施行規則に準じた出席停止の徹底及び感染者が多い場合はクラス閉鎖、通園休園等の措置を取っています。また、きょうだい児等家族が感染した場合についても出席を控えるようお願いをしています。 (5) 職員については、インフルエンザ流行時はマスクの着用を義務付けることが感染症部会長から指示が出るとともに、感染した場合は利用児に準じた取扱いをしています。 (6) 利用児がおう吐をした場合の処理方法を定めています。 (7) 新型コロナウイルス対策については、法人の方針により、都度対応を決定し、センター内やホームページに掲示するほか、予約時のご案内やマスク着用、手指消毒の徹底、三密の回避等、基本的な対策を徹底し、感染拡大防止に努めています。</p>
10 食物アレルギーに関する取組	<p>・マニュアルの作成、対象児童への対応状況 (1) 食物アレルギーの原因食物を提供する可能性がある場合は、保護者からの聞き取りを行っています。 (2) 摂食クリニック、初期療育グループ(精神、肢体)利用児担任や関係医療スタッフが、利用児全員の保護者への聞き取りを行い、アレルギーの原因食物がある場合はプログラム実施時に除去します。 (3) 通園施設利用児 初期療育グループ等での聞き取りでアレルギー対応が必要な児については、あらためてクラス担任、看護師、栄養士等の職員が保護者と個別面談を行うとともに、アレルギーに関する主治医からの意見書の提出をお願いし、給食については、可能な範囲でアレルギー対応食を代替として対応します。プログラム実施時には、原因食物を除去し、実施します。アレルギーが重篤な場合は、給食の提供を見送ることも検討します。アレルギーに関する個別面談は毎年1回、新年度が始まる際に実施しています。 (4) ひーす鶴ヶ峰利用児 食物アレルギーの対象児はごく少ない状況ですが、毎年1回、新年度が始まる際に、クラス担任等の職員がアレルギーに関する質問紙を用いて、保護者と個別面談を行い、原因食物を使用した食物はプログラム実施時には全体で除去します。</p>
11 医療的ケア児についての取組	<p>・実施している対応、工夫等 (1) 医療ケアの必要な児に対して看護師を配置(重症児スコアにおける加配看護師の配置)し、健康管理と安全に療育が実施できるようにします。登園中の健康確認を行い、対応等マニュアルを作成して緊急時の対応を速やかに行います。 (2) 医療主治医より意見書の提出を依頼し、プログラム等の安全な実施について確認します。適宜医療主治医と連絡をとり、情報や方針の共有を行います。処遇検討時はチームで処遇内容を確認します。</p>

12 個人情報の保護に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関する具体的な取組 <p>(1) カルテ等個人情報を含む文書は、鍵のかかる書庫で保管</p> <p>(2) 個人情報を含む文書は机の上に置いたままにしない。</p> <p>(3) パソコンを鍵のかかる書庫で保管する等、盗難防止策を講じるとともに、パソコン本体に個人情報文書は保存しない。</p> <p>(4) 郵便物等の誤発送防止のための二重チェック体制</p> <p>(5) 個人情報保護マニュアルの策定と徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の研修実施状況(時期、対象職員) ・個人情報保護研修会(年1回、全職員／非常勤、委託職員含む) <p>※横浜市との協定に基づき、当研修実施後、個人情報保護に関する誓約書を提出しています。</p>
13 保護者を対象とした勉強会等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実施状況(時期、対象者、テーマ) <p>療育に一貫性を持たせるために、初診間もない保護者から学齢児の保護者まで、それぞれの段階で必要と思われる講座を実施しました。</p> <p>また、初診から訓練、グループ、通園、学齢期に至るまでのサービスがスムーズにつながるよう実施しました。実施にあたっては、会場開催と合わせてオンラインでの開催も行いました。</p> <p>(1) 基礎講座(センター全体)</p> <p>西部センターに来所して間もない利用者(発達障害群)に必要な基礎的な知識や情報をできるだけタイムリーに提供することを目的に実施しました。</p> <p>〈幼児版〉(3テーマ／12回実施)</p> <p>ア 発達障害の基礎知識(4回) イ こどものこころをのぞいてみよう！(4回) ウ 「療育」ってなあに？!(4回)</p> <p>〈小学生対象〉(3テーマ／6回実施)</p> <p>ア 発達障害の基礎知識(2回) イ こどもの心をのぞいてみよう！(2回) ウ こどもの学校・家庭生活を考えよう！(2回)</p> <p>(2) 療育講座(センター全体)</p> <p>外来・通園・ピースが一体となって共通する基礎的な内容について、センター内外の講師により、実施しました。(12テーマ／12回実施)</p> <p>ア ライフステージ～ちょっと先の将来を考えてみよう！～ イ 食べ方の発達を知って楽しくおいしく ウ 運動発達の遅れや障害について エ 進路の話 オ 「ぶきっちょ」さんへのサポート方 カ スマホ・ゲームとのつきあい方(幼児版) キ 福祉サービスについて ク スマホ・ゲームとのつきあい方(学齢版) ケ ことばの根っこを育てよう コ もっと知りたい！自閉症スペクトラムの話 サ こどもの就学にむけて シ 小学校卒業後の話</p> <p>(3) 外来グループ保護者教室</p> <p>外来グループ利用中の保護者を対象に、子どもの特徴を理解する、対応の基本的な考え方を学ぶ、療育へつなぐ、といったことを目的に実施しました。(15回)</p> <p>ア 発達障害について、障害について</p> <p>(4) LD保護者教室</p> <p>学齢児のLD児の保護者を対象に、LDの基本、今後の進路や思春期以降を見据えたグループカウンセリングを実施しました(2回)</p> <p>(5) 通園施設主催の保護者教室</p> <p>通園施設利用児の保護者を対象に、知的と肢体、新入園児と継続児を分け、センター職員が講師となり実施しました。また、父親対象の講座も休日に実施しました。(19テーマ／年43回)</p> <p>ア 知的通園・新入園児</p> <p>(ア) 療育の心構え (イ) 療育の基本 (ウ) 発達に関する診断の捉え方 (エ) 言語発達とコミュニケーション (オ) 健康管理と事故予防</p>

13 保護者を対象とした勉強会等の設定

- イ 知的通園・継続児
(ア) 発達評価と精神発達
(イ) 行動のマネジメント
(ウ) 感覚運動
(エ) クラスの療育について話そう
(オ) 先輩保護者の話
(カ) 学校に向けて知る
(キ) 就学に備えて話す
(ク) 発達に関する診断と将来
- ウ 肢体通園・新入園児
(ア) 療育の基本
(イ) 健康管理と事故予防
- エ 肢体通園・継続児
(ア) お子さんのことを伝えてみましょう
(イ) 食べ方の発達を知って楽しくおいしく
(ウ) 感覚とあそび
(エ) 発達と心理評価
(オ) コミュニケーションについて
(カ) クラス療育について
(キ) 先輩お母さんの話
(ク) 今後に向けて語ろう
- オ 家族講座
(ア) 医師から見た療育と子育て
- (6) ぴーす主催の保護者教室
ぴーす利用児の保護者を対象に、内外の講師により実施しました。また、父親対象の講座も休日に実施しました。(8テーマ／24回)
- ア 保護者教室
(ア) 療育について
(イ) もっと知りたいASD
(ウ) お子さんとのかかわりについて考えてみましょう
(エ) 子どもの就学に向けて
(オ) ぶきっちょさんのサポート法
(カ) 先輩お母さんの体験談
(キ) 幼児期に大切にしたいソーシャルスキル
- イ 父親講座
(ア) わが子を知るヒント！自閉症スペクトラムのお話

14 保護者支援(きょうだい児の預かり等の支援を含む)の取組

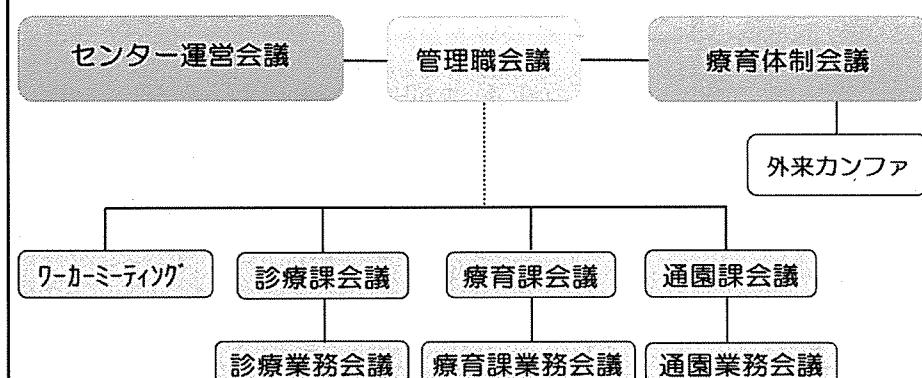
- ・実践している取組、工夫等
センターでの利用者支援については、子どもへの支援と保護者への支援を療育の両輪として考えています。
- (1) 保護者教室(全体、診療、通園、ぴーす)
上記10のとおり
- (2) 集団療育における保護者支援
ア 親子通園
子どもの特性の理解や関わり方をスタッフと共有するとともに、対応を学びます。
イ 家族参観
普段療育に参加できない家族の方に療育に参加していただき、療育や子どもを知つもらう機会としています。
ウ 個別面談
保護者と担任がじっくり話す機会とし、子どもの療育課題を共有するとともに、保護者の相談を受ける場としています。
- エ 家庭訪問
家庭状況を把握して療育プログラムに反映させたり、相談に適切に対応する機会としており、原則として新入園児は全員対象で、必要に応じて継続児も実施します。
- オ 園長懇談
保護者と園長がコミュニケーションを図ることを目的に、クラス単位で実施し、センターや通園の運営に関して意見交換します。
- カ クラス懇談
保護者と担任の懇談の場として週1回以上設定し、その日の療育の振り返りや家庭で困っていることなど気軽に相談できる場として、また通園での情報を伝える場としています。
- キ 保護者連絡会
通園からの連絡事項や要望書の回答などについて年4回実施しています。

14 保護者支援(きょうだい児の預かり等の支援を含む)の取組

- (3) きょうだい児支援
ア 通園児のきょうだい児保育
通園での親子通園実施時に、きょうだい児を預ける場を親の会と協力して実施しています。
イ 基礎講座実施時の保育
基礎講座に保護者が多数参加できるよう、講座実施時間帯に子どもの保育を実施しています。

15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組

- ・センターで実践している取組、工夫等
(1) 一人の利用児に対して、部門ごとに分断して支援を行うのではなく、センターとして、チームアプローチで支援をしています。
(2) 療育の運営方針を決定する療育体制会議と、支援計画を決定する外来カンファは、支援の一貫性や職員の連携の確保のための両輪であり、相互的な体制をとっています。
ア 支援の一貫性、職員の連携を確保するため、センター全体の運営方針等を決定する運営会議、センターの療育に関する運営方針を決定する療育体制会議、それぞれの部門における業務会議、ミーティング等を行っています。



(ア) 運営会議

センターの運営に関する方針決定や検討を目的としています。

(イ) 療育体制会議

療育全般に関する方針決定や検討を目的としています。

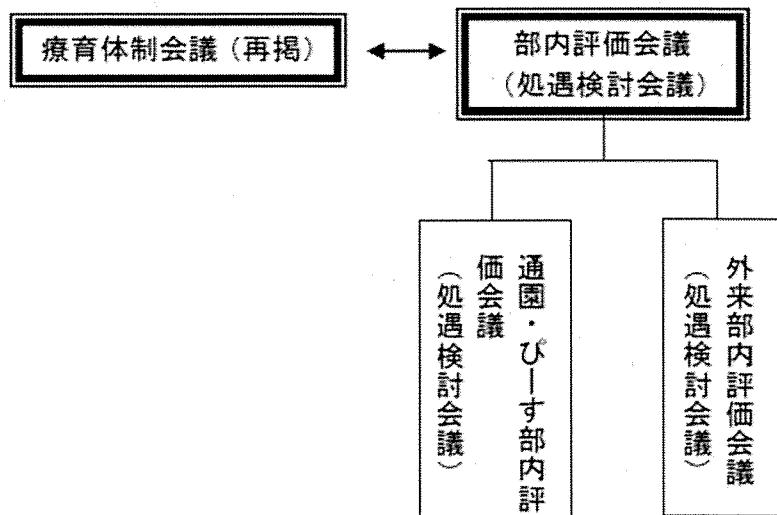
(ウ) 各部門運営会議・ミーティング

各部門のスムースな業務遂行に関する検討、調整を行うことを目的としています。

(エ) CAPSカンファ

児童虐待とそのリスクが高い事例について、管理職会議に直結したCAPSカンファを設置し、情報と方針の共有を行い、区や児童相談所など関連機関とタイムリーに他機関連携を行う役割を担っています。

(3)一人ひとりの支援計画については、部内評価会議(処遇検討会議)で決定し、効率的に支援しています。



15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組

(ア) 外来部内評価会議

利用児全員の長期的目標とサービス内容の決定を目的としています。

(イ) 通園・びーす部内評価会議

通園児の年間目標と具体的なサービス内容の決定を目的としています。

<法人で実践している取組、工夫等>

- ・法人として、支援の一貫性や情報の共有を図るために、通園園長会、びーす園長会を定期的に行っています。また、各園長会の下に、各施設のチーフ級職員による、「業務調整会議」を設置し、業務の平準化、効率化に向けた協議を行っています。

- ・各職種についても、事業団小児担当業務連絡会等の場で、支援の一貫性、情報の共有等を行っています。

- ・リハセンターをはじめとする事業団他施設との相互的なスーパーバイズ体制をとることにより、事業団としての支援の一貫性や職員連携の確保を図っています。

- ・理学療法士・作業療法士・臨床心理士等は、所属する部署にとどまらず、診療部門や通園部門において横断的に業務を行うことにより、センターとしての一貫性や連携を確保しています。

- ・保育士・児童指導員は定期的に通園部門と診療部門（外来療育）に異動しています。

- ・新しいサービスを提供する際には、これまで関わってきた部門との詳細な引継ぎを実施するとともに、卒園児に対しては学校や保育所・幼稚園等の卒園先との引継ぎやフォローを実施しています。

16 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績

・現指定期間における実施状況（時期、内容等）

療育センターあり方検討会議(R2～R3)

療育センター事業推進会議(R4.6～R4.12)

横浜市児童福祉審議会委員 岩佐センター長（第31期～第34期：H28.11.1～現在）

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

1 令和4年度に実施した研修（法人で統一的に実施したもの）について

※ 令和4年度に実施した以下の研修については、会場での集合形式とオンライン形式を適宜組み合わせながら実施しました。

【法人で統一的に実施した研修】

(1) 人権に関する研修（内容、参加人数等）

ア 新採用職員研修「人権について」（令和4年度新採用職員等31人参加）

イ 各センター単位での人権研修（全職員対象／毎年実施）

(2) 専門性の向上を目的とした研修（内容、参加人数等）

ア 発達障害部門基礎研修

発達障害児の支援にかかわる保育士・児童指導員・心理士・ソーシャルワーカー等に対して、新採用から概ね入職7年目までの職員を対象に、経験年数に応じて身に付けておくべき知識の習得を目指し各種研修を実施しました。また、研修の運営をとおして中堅職員の人材育成の場としても活用しました。

（テーマ数：11テーマ、参加人数：82人）

イ 各種研究会

(ア) 療育研究会

療育技術の水準の向上を図ること、また、横浜市内の関係機関職員に研修の機会を提供することを目的に、事業団内外の講師により実施しました。

（テーマ数：5テーマ、参加人数：延べ828人（事業団職員以外の参加人数：延べ222人））

(イ) リハビリテーション研究会

リハビリテーション技術の向上を図ることを目的に、各分野の第一線で活躍する外部講師を招いて、他機関における最新の技術や取組事例を学びました。（テーマ数：計6テーマ、参加人数：延べ219人）

(ウ) 研究発表会

職員の日頃の研究成果や事業の取組状況等を発表・共有する場として、毎年1回開催しています。

（令和4年度一般演題：8演題、特別講演。参加人数：318人）

ウ 横浜市との相互派遣研修（人事交流）

横浜市の関係機関の業務に1年間にわたって従事することによって人材育成を図ることを目的に、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターへの研修派遣を実施しました。（派遣職種：理学療法士1人）

エ 学会派遣研修

専門職として必要な最新かつ先端的な技術を習得するとともに、日頃の研究成果を発表するため、各種学会等に派遣しました。（令和4年度 西部センター派遣実績：5件、派遣人数：延べ6人）

(3) その他の研修（内容、参加人数等）

ア 階層別研修

（ア）1級～7級までの階層ごとに実施する階層別研修（計157人受講／全7回実施）

（イ）新採用職員研修（4月：新採用職員31人／12月：同フォロー研修28人）

（ウ）新任管理職研修（新たに管理職に昇任した職員1人）

イ 考課者研修

適正な人事考課制度の運用に向けて、考課を行う管理職を対象に実施する研修（参加人数：38人）

ウ コンプライアンス研修

各センター単位で「ハラスメント」「個人情報保護」に関する研修を実施しました。（全職員）

【センターで独自に行った研修】

(1) 所属研修

業務を遂行する上で特に必要とされる知識及び技能の習得を目的に、摂食指導者講習会など計 71 件の所属研修を実施しました。

(2) センター研修委員会主催の研修

職員の専門性の向上と支援の一貫性の確保、事業団職員として必要な基礎的な知識の習得、情報の共有化等を目的に、センターに研修委員会を設置して、各種研修を実施しました。

ア センター勉強会（全職員）

職員として必要な知識や情報、支援者としての基礎知識など、センターの職員として知っておくべき基本的事項を学びました。

(ア) 子育て家族の現状や課題をふまえて今なにが自分たちにできるか考えてみよう！

（講師：NPO 法人おれんじハウス 理事長）

(イ) 今なにが自分たちにできるか考えてみよう！（グループディスカッション／ワーク）

(ウ) 危機管理、個人情報保護研修、人権研修、パワハラ研修（講師：管理課長）

イ 事例検討会（全職員）

参加者全員での討議を通じて、利用者支援に関する共通認識を高め、技術の向上を図りました。また、演題発表に必要な技術を学ぶ場としました。年間 2 回実施しました。

ウ 西部センター新採用研修・異動職員研修

センター 1 年目の職員（2 人）に対し、相談業務について、療育に関する福祉制度について、発達評価についてなどの講義等を実施しました。

2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

職員一人ひとりに対して豊かな人間性と高い専門性を培うことにより、より一層の利用者サービスの向上を図る考え方を経営理念の中に掲げ、個々の育成と全体的なレベルアップ、そして組織力の強化を進めています。

法人設立から 35 年以上が経過し、ベテラン職員の定年退職が控えている状況を見据え、円滑な世代交代と事業の継承に重点を置いた「人材育成計画」を策定し、その方針に沿って取り組んでいます。

- (1) 事業団にとって「人材」こそが最も重要な経営資源であると位置づけ、職員が自ら主体的に能力を高めていく姿勢を重視しながら、組織として人材育成に取り組む組織風土の構築を図っています。
- (2) 各職場では、各職種の経験豊富な職員をチーフに置き、また、集団療育におけるクラス担任を経験の豊富な職員と若手職員でペアを組ませるなど、日常業務において OJT を実施する中で、日々の業務の遂行に必要な知識や技術が習得できる体制を整えています。
- (3) 全職員が毎年「職員行動計画（MBO）」を作成し、それぞれの上司との個別面談を定期的に行いながら、各自の目標達成に向けて、計画、実行、振り返り評価、改善の行動習慣を身につけるとともに、上司との密なコミュニケーションを図ることにより、組織目標の達成、業務課題の共有・改善に取り組んでいます。
- (4) 職員等級・キャリアに応じて個々の職員に求められる役割の理解や組織人として必要な知識、ビジネススキル等の習得について、事業団として「階層別研修」を実施しています。特に、世代交代を進める上で不可欠な次世代を担うマネジメント層の育成・強化に力点を置いて実施しています。
- (5) 専門職の育成については、発達障害部門基礎研修を中心に、職種別に外部の専門学会等への派遣・参加や内部の各種研究会、職種毎に実施する症例検討会等を通じて、専門知識・技術の向上に努めています。

※本様式（A4 判両面）1枚で作成してください。

1 診療に関する令和4年度の取組の概要（診察、訓練指導、外来グループ）について

(1) 診 察

小児科・リハ科・児童精神科・耳鼻咽喉科・整形外科を設け、年間延べ 2,705 人（内学齢児 1,039 人）が受診しました。利用希望の増加に対して、初診枠を柔軟に確保するとともに、各専門職の評価後の再診ができるだけ早期に設定し、保護者が今後の見通しを持つことができるよう取り組みました。その後必要に応じて医師の再診枠を設定し、方針の確認を行うとともに、保護者と子どもの状態像を共有し、適切な支援に繋げられるよう努めました。

また、特殊・専門クリニックとして、ブレース・シーティングクリニックをリハセンターと連携して実施し、装具、バギー等を年間 129 件（内学齢児 48 件）処方しました。摂食機能に障害のある子どもに対しては摂食クリニックを実施し、姿勢・口腔面の指導、栄養指導等を年間延べ 72 件行いました。

(2) 評価、機能訓練・個別療育、各種検査

医師の指示に基づき、各専門職が個別の訓練や評価を行いました。その頻度は、子どもの状況・ニーズを考慮しさまざまな頻度で対応しています。代表的なものは、以下の通りです。

理学療法 2,787 件（うち学齢児 677 件）	作業療法 980 件（うち学齢児 184 件）
言語療法 1,551 件（うち学齢児 196 件）	心理療法 2,173 件（うち学齢児 445 件）
心理検査 771 件	聴力検査 260 件
	脳波検査等 144 件

(3) 外来グループ

子どもの評価と保護者への支援を行うために、一定期間継続して行う初期療育グループを実施しました。知的障害児・発達障害児・肢体不自由児について、年間 23 グループ実施しました。早期に相談に繋がった利用者が、初期療育グループまでのつなぎプログラムとしてのひろば事業には、59 人が利用しました。

(4) 保護者向け講座の充実

保護者に対する支援の一環として、療育講座等を年間 30 講座、定期的に開催し、リーフレットも充実させました。コロナ禍の情勢もふまえ、オンラインで受講できる講座も増やし、それぞれの利用の段階で必要と思われる講座を準備しました。

(5) その他

ア 学校との連携

利用児が就学する際、学校や保護者の希望に応じて、学校への引継ぎを相談部門と共同で実施しました。また、小学校に在籍する肢体不自由児・保護者の交流会（チャンスプログラム）を行い、学校教諭にも参加してもらい、学校との連携を推進しました。

イ 肢体不自由児養護学校・特別支援学校への訪問

利用児が在籍する養護学校・特別支援学校に理学療法士、作業療法士が年 1 回訪問し、学校生活に即した専門的アドバイスと福祉用具の使用法等の情報の共有化を図りました。

ウ 保育所、幼稚園等への支援

相談部門のソーシャルワーカーだけではなく、必要に応じて診療専門職が同行して、より専門的な支援を行いました。また、保護者の了解の上、センターでの診察や各訓練場面への園職員の見学も受け入れました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

ア 医師の診断・処方に基づく必要な評価・検査・訓練等を行い、子どもとその保護者に対して、一貫性のある継続した専門的支援を行います。

イ センター内の相談・地域サービス部門や通園部門との一体的運営を図ることにより、柔軟かつ総合的な療育サービスを提供していきます。

(2) 力点を置いてきた事項

ア 診察枠設定

利用者数の増加に伴い、限りある診療枠を効果的に使うことを意識し、再診枠とのバランスも考えながら、初診枠の増設を試みました。さらに、初診枠の一部（年 50 枠）に、医師による初診と心理士による心理発達評価と同日に実施する診察枠を設定しました。それにより効率的に診察枠を設定することができました。初回評価後、医師の再診枠を設定し、保護者と子どもの状態像や診断・評価について共有しました。その際に、相談の継続や集団療育等の複数のプランを提示し選択してもらうことで、子どもの状況や保護者のニーズに応じたサービス利用の見通しを安心して持ってもらえるよう努めました。

難聴言語障害児も増えており、言語聴覚士が診察に同席してフォローすることで、より専門的なサービスの提供に努めました。

イ 機能訓練・個別療育

各専門職による訓練・個別療育については、子どもの状況に合わせて適切な頻度が確保できるよう努めました。理学療法や難聴・言語療法については対象児が増加してきたため、従来の療法士の定数だけでは不足していることから、非常勤の療法士を雇用して対応しました。

ウ 外来グループの充実

利用者のニーズはますます多様化しており、就労家庭が増加する中で効果的・効率的に療育を行うことが求められています。例えば診察と療育の間など、サービス間に生じうる谷間を埋めるためつなぎプログラムの充実が求められており、各種外来グループを整理・充実させてきました。精神系サービスについて、①初期療育：やってみよう！の教室、②つなぎのプログラム：れいんぼー（知的な遅れがある低年齢が対象）、グリンピース（知的な遅れを伴わず地域のサービスを利用する低年齢が主対象）③就学支援を中心：つばめ（月 1 回程度のグループ）、スタートライン（保護者支援を中心としたプログラム）を実施しました。また、肢体系サービスについて、①初期療育：かんがるー（重度の障害を有する通園への移行を念頭におくグループ）、かるがも（いずれ歩行を獲得し精神発達支援が見込まれるグループ）、②つなぎのプログラム：ぽかぽか（初期支援と二次支援をつなぐ相談機能や子育て支援ひろば機能を有した極低年齢児のグループ）、③就学支援を中心：れもん（重度の障害を有しつつ保育所・幼稚園を利用している幼児を対象としたグループ）を実施しました。

エ 学齢支援、特に学習障害（LD）を有するお子さんへのサービス

特に近年問題がクローズアップされてきている学習障害（LD）についてのサービスを整えてきました。心理士、言語聴覚士、作業療法士など多職種による効率的な評価、保護者に対する保護者教室の充実、学校との連携を強化しました。

オ チームアプローチによる支援の一貫性の確保

(ア) 一人のお子さんに対して、多職種が関わるチームアプローチを実践し、支援の一貫性等を図るために多職種が参加する会議やカンファレンスを行いました。

(イ) 摂食クリニックには理学療法士・栄養士・看護師が同席し、多職種からのアプローチを遂行しました。

カ 新型コロナウィルス感染症（COVID-19）対策とサービス保証

横浜市や法人全体で適宜情報を共有しつつ、利用者や職員の安全確保、蔓延拡大防止に対策を継続してきました。利用者や職員で重篤な事例はなかったですが、3 密回避をふまえた感染対策、リモートの動画配信やオンラインを用いたカンファレンスなども含めて、コロナ禍においてもサービスが滞ることがないよう心掛けました。

の運営

1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する令和4年度の取組の概要（クラス編成、通園形態、プログラム、指導室の設定等）について

(1) 児童発達支援（知的通園）

ア クラス編成 知的通園：8 クラス 77 人 ふたば：4 クラス 24 人

子どもの年齢、発達の段階、行動特性を考慮しています。また、保護者支援の内容が異なるため、3 学年が同じクラスとならないようにしています。

イ 頻 度

週 5 回、週 3 回、週 2 回、週 1 回のクラスを用意しました。

中重度知的発達群や行動障害が強く、より構造化された解りやすい環境や関わりの中で積み重ねが必要な子どもには週 5 回の高頻度の療育を、幼稚園等に通いながらも療育的な機会がより必要な子どもは週 3 回、地域の集団を軸に利用する子どもには週 2 回の頻度で療育を提供しました。

また、主に軽度知的発達群で地域生活が主体の子どもには週 1 回（ふたばクラス）の療育を提供しました。

(2) 医療型児童発達支援（肢体通園）

ア クラス編成 (2 クラス 15 人)

子どもの状態像や障害種別が多岐にわたるため、それぞれの課題を考慮し編成を行いました。

イ 頻 度

週 5 回、週 3 回、週 2 回、週 1 回（一クラスは頻度が混合した設定で療育を提供しました。）

(3) 通園では、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から行っています。

(4) 子どもに対する支援は構造化された環境の中で、個々の子どもが見通しを持って安心して活動に参加し、達成感が持てる取組を通して、個々の子どもの能力を最大限に伸ばしていくように働きかけています。

(5) 通園プログラムは、健康な身体作り、情緒面の安定を基本に、日常生活動作、運動機能、コミュニケーション、社会性、認知能力等の向上を目的に、遊びや活動を通して継続的な視点で支援しています。また、保護者の希望を伺い、意見交換しながらプログラム内容や取組方法を検討し、実施しています。

(6) 通園形態は、療育場面に保護者も参加し、子どもの障害特性について理解を深めながら、特性に合った関わり方を知ることを目的に新入園児の保護者は親子登園としています。継続児は、単独登園の形態を基本にしながらも、週 1 回は家庭で特性に合わせた関わりを実践していただくため親子登園とし、療育参加の機会を提供しています。

(7) 実践の場である親子登園日と併せて、保護者が子どもの障害特性をより理解できるように、障害の基本的な知識などを学ぶ場として保護者教室を設定しています。

(8) 保護者が抱える悩みや不安・困りごと等についても適宜相談に応じ、家族全員が安定して生活できるように支援しています。

(9) その他の保護者支援として、年 4 回、個別面談を実施しています。個別支援計画に沿って各領域の目標や支援内容の確認、通園以外の生活の様子の聞き取りや保護者の心配ごと等の相談に応じます。また、プログラムの振り返りを行うクラス懇談、保護者からのご意見を聞く場として園長懇談、情報伝達を行う保護者連絡会を行っています。平日の療育に参加できない家庭に対しては土、日に行う家族参観や家族講座を行い、通園での療育や障害特性についての理解を深めて頂く機会を設けています。

2 これまでの通園施設運営の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが、現在および将来ともにその持てる力を充分に発揮した生活が営めるように総合的な支援を行います。

- ア 子どもの発達支援とご家族（保護者、きょうだい児）への支援を療育の両輪と考えています。
- イ 集団療育プログラムと個別療育プログラムを組み合わせて療育を進めます。
- ウ 家族支援として、障害や療育に関する知識や制度についての情報の提供、親子通園日を通して家庭生活を円滑に送れるよう具体的な対応を学ぶ場の提供、必要に応じて家庭訪問を行っています。
- エ 地域生活をサポートする目的で、保育所や幼稚園等の先生方に療育の見学と、情報交換ができる療育参観の機会や併用利用先への技術支援を行っています。
- オ 外来療育から切れ目のないように療育プログラムの体系を整えています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 早期療育と頻度保障

- (ア) 知的通園、肢体通園ともに高頻度療育が必要な子どもには頻度を保障しています。
- (イ) 知的通園については多様なニーズに応じられるように軽度知的発達群（週1回）ふたばクラスを設定し、療育の提供を行います。
- (ウ) 中重度の知的発達群には、「親子で通う療育」のイメージが持てるよう通園開始前のつなぎの支援を行ないます。

イ チームアプローチによる運営

- (ア) センター長が通園担当医として年1回のクラス診察や、必要に応じ個別診察を行い、医療と福祉が一体となって支援を行っています。また、専門職（臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が評価と必要な子どもには訓練を行います。
- (イ) 医療的なケアが必要な子どもには、看護師とクラス担任が体調管理等の支援を行っています。
- (ウ) カンファレンス（初期・中期・終期）や処遇検討会議等には関係職種が参加し、子どもや家族に対する支援方針と具体的な支援内容を確認し、関係職員での役割分担を決めています。
- (エ) 保育所・幼稚園に並行して通う子どもに対しては、夏季に行なう療育参観での来所や地域サービス部門と連携して園訪問を必要時に行なうなど関係機関と連携し、地域への支援を行います。

ウ 個別支援計画の作成（様式4別表「2」にも記載）

- (ア) 子どもに関わる全ての職種から出された評価をもとに療育方針を作成します。
- (イ) 個別支援計画の内容については保護者の希望を伺った上で、発達段階にあわせて目標を設定し、面談時に確認、共有しています。また、就学に備えて、年長児の保護者は子どもの特性や必要な支援について担任と一緒に「卒園のまとめ」を作成しています。

エ 保護者支援

- (ア) 保護者教室は、施設別（知的通園・肢体通園）、年齢や療育年数別に計画し実施しています。
- (イ) 家族参観や家族講座を土曜日または日曜日に設定し、平日に療育に参加する機会の少ないご家族（父親等）を対象に療育や障害特性への理解を促し、家庭生活へのサポートにつながるよう支援しています。
- (ウ) 夏期、冬期、春期休暇に施設開放を行い、子どもが安全に遊べる場の提供を行っています。

オ 通園卒園後の保護者支援

- (ア) 卒園児の1年生の保護者を対象に、振り返りや情報交換できる機会として「卒園児保護者のつどい」を実施し、学齢期の課題の共有や卒園後も保護者がつながりを持てる機会を設けています。

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する令和4年度の取組の概要（プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について

センターは、利用児の7割以上が知的障害のない発達障害児です。ぴーす鶴ヶ峰はこのような子どもに対して「個々の必要性に応じ目的を焦点化した専門療育の必要がある」という「横浜市地域療育センター新構想検討プロジェクト報告書」に基づき具体化された施設として、平成23年4月に開所しました。令和4年度の取組の概要は以下のとおりです。

(1) クラス編成

定員48人、実人数48人、8クラス（1クラス6人）、1日2クラス、頻度一全員が週1回

(2) 療育プログラム、保護者支援等

ぴーすにおける支援は、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から実施しています。

ア 子どもに対する支援

(ア) 小集団の中で個別の課題を設定し、個々の子どもの能力を最大限に伸ばしていくように働きかけています。

(イ) プログラムは、「学習の基礎」「社会性・コミュニケーション」「興味・関心」「運動」という4つの柱で実施しています。運動プログラムは、月1回計画的に実施しました。

イ 保護者への支援（個別支援計画について様式4別表「2」に記載）

(ア) 年3回、「個別面談」を実施しています。個別支援計画書を作成し、目標や支援の確認、保護者の抱く心配についての相談に応じています。その他、適宜個別の相談を受けています。

(イ) 障害について必要な知識を深め、具体的な対応策を考える場として「保護者教室」を実施しました。その他、毎回集団療育終了後に現状の共有および課題の確認を行う「クラス懇談会」、情報伝達を行う「保護者連絡会」、日頃、療育に参加できない家族を対象とした「家族参観」、「家族勉強会」を実施しました。また、センター全利用者を対象に実施する「療育講座」への広報にも努めました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 基本的な考え方

現在、そして将来、一人ひとりの子どもがそれぞれ社会の中で自信を持って、安心して生活できることを目指します。子どもに必要な支援を、保護者と協力しながら実践していきます。子どもが「できた」と実感できる経験は重要で、子どもが自信を持って安心して生活するために必要な支援、配慮を積極的に行っています。保護者の方にとっては、何でも話せる、安心できる場でありたいと考えています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 年長児に対する就学支援プログラム

年長児保護者に対して、子どもにとって学びやすい環境が選択でき、小学校生活が安心してスタートできるように年間を通して勉強会や「子どもの特徴のまとめ」作成などを行いました。

イ 保育所・幼稚園との連携

園での適応状況に応じて子どもが通っている園へ訪問し、集団での様子の確認、園からの相談に応じました。また、夏休み等の期間に、園の先生方にぴーすでの様子を参観してもらう「療育参観日」を設けています。

ウ 卒園児に対する支援

ぴーすの卒園児支援とセンターの学齢児支援を連携して実施しました。

(ア) 相談窓口機能として相談に応じ、必要性に応じてセンター学齢児支援へつなげています。

(イ) 1、2年生に対しては学校生活が安定するように懇談会を中心とした保護者会を実施しました。3年生以上に対しては「生活スキル」をテーマに、講義とディスカッションを組み合わせた保護者会を実施しました。また、3年生対象の同窓会も実施し、それぞれの現状の確認を行いました。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 関係機関への技術協力

保育所・幼稚園等の関係機関へ職員を派遣し、療育に関する専門的な助言、情報提供等を実施しました。

近年は地域の子育て支援拠点や子育てNPO法人、地区社会福祉協議会、地域の支援者へも行っています。

ア 保育所・幼稚園訪問

園のニーズにタイムリーに訪問できることを目指しました。ニーズ対応で、各園への訪問回数は、年1回から年5回までと様々です。

(ア) 派遣箇所：124園（実数） (イ) 派遣回数：185回 (ウ) 派遣職員数：219人

(イ) 対応児数：1,351人（センター利用児：482人、未利用児：869人）

機関支援は、相談に挙がった子ども「個人」への対応に留まらず、同時に子どもの環境である「園（組織）全体」への支援を行うものであり、園が組織的に障害に対する理解を深めていき、インクルージョンを促進することをねらいとしています。対応児の内訳は、センターを利用していない子どもの割合が高くなってきていて、R4年度は64%を超えております。未利用児については、個人情報の保護等に配慮しながら機関支援として、園の先生への支援を行いました。

イ 地域訓練会への支援

保護者の自主的な活動の場である地域訓練会にも、訓練会のニーズに合わせた保護者や支援者に対する支援を行いました。複数の訓練会に声をかけ、運営協議会の場で地域や会のニーズをキャッチし、支援に生かしています。

ウ 理学療法士等特別支援学校訪問

センター利用児が通う肢体不自由児特別支援学校（養護学校）に理学療法士が訪問し、学校生活に即した専門的アドバイスを実施しました。

エ その他

各区公立保育所主催の保育士研修、地域訓練会での保護者教室、自立支援協議会が主催する児童発達支援事業所、放課後児童デイサービス職員向けの研修、子育て支援拠点主催の地域の子育て支援者に対する研修等に職員を派遣し、研修会を実施しました。

(2) 学校支援事業

小学校の教職員に対して、発達障害の基本的な理解と対応を学校全体で理解していただくことを目的に、障害に関する研修やコンサルテーションを実施しました。（担当学区小学校全55校中15校／16回）また、個別のケースについての相談が増えています。本事業は、特別支援教育及び合理的配慮を促進していくために大きな意味を持ちますが、教員の発達障害児への感度が高まる結果となり、センターへの小学生の利用申し込みは増加の一途をたどっています。

(3) 療育相談

障害の早期発見、早期療育を図るため、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区の4か月児、1歳6か月児健診後の療育相談を、区福祉保健センターと合同で実施しました。4か月児は主に運動発達に視点を置き、R4年度は35回、延べ118人、1歳6か月児は主に精神発達に視点を置き、4年度は10回、延べ10人実施しました。近年は発達障害の感度が高まり、センターへの相談が増えたことから、1歳6か月療育相談の導入児が減少し、直接センターへの申し込みが増えています。

(4) 療育セミナー

保育所・幼稚園等関係機関の保育士、幼稚園教諭、地域訓練会の保育スタッフ等を対象に、障害の基礎や療育に関する知識を習得するセミナーを実施しました。(年2回)

(5) 自立支援協議会への参加

保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区における障害児の支援体制を充実させるためのネットワーク作り、事例検討等を行う自立支援協議会の全体会議、作業部会に積極的に参加しました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 取組の基本的な考え方

地域におけるインクルージョンの促進を目的とし、地域の関係機関・施設等が必要とする専門サービスをタイムリーに提供できるよう事業担当者を配置しました。障害のある子どもとその家族の地域生活を支援する連携システムの構築、強化ということを基本に据え、各関係機関と連携し事業を展開しています。

(2) 特に力点を置いてきた事項

ア 保育所・幼稚園等への技術的支援の充実

支援ニーズが高い保育所・幼稚園、学校、地域訓練会への訪問による技術支援の充実に努めました。

地域支援担当者を配置することで、タイムリーな訪問が可能になり、全体の訪問回数の増加、保育所・幼稚園との連携率の向上につながりました。

イ 地域との協働体制の強化

地域療育システムの中心的な役割を果たす機関として、地域での効果的な役割分担が可能となるよう区福祉保健センターや子育て支援拠点等関係機関とのネットワークを強化してきました。また、年々増加してきている民間の児童発達支援事業所とも必要に応じた連携を図っています。

ウ 専門職員による対応

療育相談においては医師、理学療法士、心理士等の専門職員を福祉保健センターに派遣して、障害の早期発見、早期療育への円滑な移行をはかっています。

エ 地域への啓発活動

センターの役割や障害児及びその療育の理解を深めるため、区社協等の地域の団体や施設（地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等）とも連携・協力しながら、研修・啓発活動を実施しています。

※本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

1 相談支援（相談業務）に関する令和4年度の取組の概要について**(1) 相談業務**

保護者の不安解消のため、利用申込の時点からサービスを開始する取組を次のとおり実施しています。

ア 申込からインターク面談

利用申込から原則として2週間以内に全員に対してインターク面談を実施し、保護者の子育てや発達等に関する不安や困りごとにに関する相談、診察やセンター利用の見通しに関する相談等を早期の段階から行っています。

イ ひろば事業の実施

親子で一緒に遊べる場として、お子さんには遊びのプログラムを提供し、保護者はソーシャルワーカーや保育士と気軽に相談できる場を設定し、週1回開催しました。6人を定員とし、十分なスタッフを配置することで子どもにとっては十分に遊べる楽しい体験、保護者にとってはタイムリーに相談ができる場の提供を目指しました。

ウ 心理士による面談実施

子どもの発達について、不安を抱いている保護者、また溢れる情報に混乱気味な保護者にとって、子どもを通じたより具体的で個別化された相談支援は非常に重要であり、心理士面談を実施しています。特に学齢児は複合的な問題(不登校、暴言、暴力、学習の遅れや偏り、注意力や衝動性等の問題が混ざり合っている)を持っており状態像も複雑であることから、心理士相談は問題の整理、子どものアセスメントの意味でも重要な仕組みと考えます。

エ 園・学校訪問

すでに在籍中の保育所、幼稚園、小学校で不適応となっている子どもについては、診察を待たずに、子どもや保護者、また機関への支援を始めています。子どもの置かれている環境を実際に訪問することで、子どもを取り巻く環境のアセスメントが可能であり、問題が生じる背景を知り、問題を焦点化することが可能となります。どんな子どもにも良いユニバーサルな取組についての提案は、これまでのセンターで発達障害児の臨床経験を積んだ職員だからこそ可能なことです。

2 これまでの相談支援（相談業務）の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

地域療育センターは、子どもの成長発達に応じて子ども本人や保護者に対し、相談開始から終了まできめ細かいかつ柔軟なサービス提供が必要であると考えます。発達や障害が未分化な低年齢のうちから支援が開始されることが重要であり、支援は、日々成長していく子どもの個別性に応じて柔軟であり、利用のしやすさが何より重要です。

センターでは、医師の診察を受ける前からはじまる相談支援のサービスメニューの開発と拡充を行ってきました。「診察」からサービスを開始する「医学モデル」ではなく、利用申込みからすぐに支援を開始し、親子の生活に生じる困りごとや不安にタイムリーに対応する「生活モデル」の相談支援の実現に力点をおきました。

3 障害児相談支援に関する令和4年度の取組の概要について

センターの児童発達支援、医療型児童発達支援、児童発達支援事業所（ぴーす）を利用する子どもに関しては、障害児相談支援（計画相談支援）を実施し、モニタリングを行いました。

4 これまでの障害児相談支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

障害児相談支援は主にセンター内の施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、児童発達支援事業所）に通う児童を中心に行ってきました。障害児相談支援は、子どもの目標達成のみに主眼がおかれないよう、また保護者の願いがそのまま子どもの目標とならないよう留意が必要であり、子どものウェルビーイングを保障し、人権尊重に基づいて立てられるものでなくてはならないと考えます。子どもの障害について丁寧に保護者に説明し、子どものニーズに基づいた障害児相談支援を保護者と協同して行ってきました。

1 これまでに実施してきた自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）の概要及びその基本的考え方について**(1) 多様なニーズに対応する低頻度療育**

センター利用児は増加し、その多様なニーズにこたえるために、月に1回あるいは隔週などの低頻度の療育を実施しました。低頻度療育は、職員の働き方も複雑で、計画的に療育を計画する必要があります。特に、センターでは年長児に対する療育サービスのバリエーションが豊富にあり、低頻度の中でも保護者と療育の目的を共有し、適切な子どもへの理解へつなげることができました。

(2) 地域ニーズ対応事業

担当エリアにおける地域特有のニーズに柔軟に対応することを目的とする地域ニーズ対応事業として、初診待ち期間の心理士面談を実施しました。

増加する診察申込みに伴い診察までの期間が長期化している状況をふまえ、非常勤心理士を雇用し、申込み時から診察に至るまでの期間に心理士に家庭での児への対応や親子関係などについて相談することで、親子が地域で安心して過ごすことができるよう努めました。

(3) 重度障害のケースの療育保障、訪問支援

センターは医療重心児の療育ニーズが多く、医療の安全マニュアルを作成し、安心して療育を利用できるよう体制を整えました。また、重度の障害のある子どもが家庭事情などでセンターに通うことが困難であるため地域の保育所にいる子どもに対して、訪問支援チームで年間を通したプログラムを実施しました。

(4) 学校移行支援事業

通園職員が、通園在籍児及び卒園児（1年生）の就学先に訪問、又は先方からの来所により通園での子どもの状況と有効な支援の方法等を伝え、学校へのスムーズな移行を支援しました。また、就学後も保護者の相談に応じ、学校との連携を図りました。

2 実施した自主事業等の効果、成果について**(1) 増加する集団療育候補児への対応**

全5つのグループ、25人に低頻度療育を行いました。低頻度の集団療育と地域の保育所・幼稚園の利用を組み合わせることで生活が安定している児が多く、低頻度療育の効果がありました。日々の相談や年長児は就学相談などもタイムリーにできました。保育所・幼稚園との連携は必要に応じて園にスタッフが訪問したり、療育に参観していただく療育参観日を設定しましたが、どちらも有効な取組となりました。

(2) 地域ニーズ対応事業

特に相談内容が複雑化しやすい学齢のケースを対象に、常勤心理士と非常勤心理士とあわせて相談対応を137件実施しました。

(3) 医療重心児の通園療育を6人に行い、それぞれ体調をみながら週に1回程度のPT・OT訓練を実施。病院や診療所とのケースカンファレンスを実施して、方針の共有を行いました。重度障害のある13人（肢体8人、知的5人）に対して、訪問支援チームで年間を通したプログラムを行いました。**(4) 通園利用児が就学する際に、学校に対してセンターで直接処遇を行っていた通園職員から、通園で取り組んできたことを伝達するとともに、子どもの特性や健康面で配慮すべき事項の理解を深めるアドバイスなどを行い、子どもがスムーズに学校に適応していくことができるように支援することができました（実施件数：26件）。**

収支実績調書

1 令和2年度から令和4年度までの収支状況

(円)

		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	備 考
収 入	市からの指定管理料	419,527,044	416,074,062	438,620,971	
	診療所収入	42,356,496	49,560,992	46,017,627	
	児童発達支援等収入	86,532,519	122,572,145	130,298,994	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	45,176,952	424,213	3,836,462	
	計	593,593,011	588,631,412	618,774,054	
支 出	人件費	480,425,898	473,023,507	494,581,205	
	事業費	9,397,715	10,245,109	8,632,442	
	管理費	92,076,002	102,917,387	108,560,153	
	事務費等	9,276,577	6,964,993	8,010,962	
	計	591,176,192	593,150,996	619,784,762	
	差 引 (剰余金)	2,416,819	△ 4,519,584	△ 1,010,708	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①施設毎に個別契約していた複合機(37台)を法人で一本化し、単価引き下げと使用枚数の減により、西部センターでは年間536千円削減(△40.5%:R3.9月～R4.8月実績とH29.9月～H30.8月実績との差額)しています。
- ②給食業務委託については、「指名型プロポーザル」を実施し、令和元年度から5年契約を締結したことにより、委託費の値上げを防ぎました。
- ③清掃業務委託・駐車場管理警備業務委託については、毎年入札を実施することにより、経費節減に努めました。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

センター名： 西部地域療育センター

収支実績調書年度別内訳(令和2年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	419,527,044	
	診療所収入	42,356,496	
	児童発達支援等収入	86,532,519	
	その他収入	45,176,952	新型コロナウイルス対策補助金45,112千円
	計	593,593,011	
支出	人件費	480,425,898	
	常勤職員人件費	423,300,939	
	非常勤医師人件費	16,086,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	20,893,385	
	その他の非常勤職員人件費	20,145,574	サテライト(相談場所)対応非常勤を含む
	事業費	9,397,715	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	92,076,002	
	光熱水費、電話代、燃料費	16,810,483	
	建物、設備等保守点検委託費	25,292,070	
	建物、設備等修繕料	3,010,700	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	40,134,068	
	その他物品リース料等	6,828,681	
	事務費等	9,276,577	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
計		591,176,192	
差引（剩余金）		2,416,819	

(収支状況に関する補足説明、剩余金による取組等)

- ・新型コロナウイルスの影響で4～5月を閉館したため、児童発達支援等収入が大きく減少しました。
- ・新型コロナウイルス対策補助金を45,112千円受領したことにより、収支差額がプラスになりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和3年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	416,074,062	
	診療所収入	49,560,992	
	児童発達支援等収入	122,572,145	
	その他収入	424,213	新型コロナウイルス対策補助金330千円
	計	588,631,412	
支出	人件費	473,023,507	
	常勤職員人件費	420,700,124	
	非常勤医師人件費	16,926,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	17,869,225	
	その他の非常勤職員人件費	17,528,158	サテライト(相談場所)対応非常勤を含む
	事業費	10,245,109	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	102,917,387	
	光熱水費、電話代、燃料費	18,161,742	
	建物、設備等保守点検委託費	27,414,280	
	建物、設備等修繕料	3,369,630	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	46,025,357	
	その他物品リース料等	7,946,378	
	事務費等	6,964,993	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	593,150,996	
	差引（剩余金）	△ 4,519,584	

(収支状況に関する補足説明、剩余金による取組等)

- ・繁忙対応・予算超過分の非常勤職員人件費1,229千円を剩余金で負担しました。
- ・児童発達支援等収入が設定額を下回ったことにより、収支差額がマイナスとなりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

收支実績調書年度別内訳(令和4年度)

(円)

		決算額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	438,620,971	
	診療所収入	46,017,627	
	児童発達支援等収入	130,298,994	
	その他収入	3,836,462	物価高騰対応支援金収入3,248,000円を含む
	計	618,774,054	
支出	人件費	494,581,205	
	常勤職員人件費	444,895,824	
	非常勤医師人件費	17,850,000	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	9,485,230	
	その他の非常勤職員人件費	22,350,151	サテライト対応非常勤など
	事業費	8,632,442	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	108,560,153	
	光熱水費、電話代、燃料費	23,315,877	
	建物、設備等保守点検委託費	28,104,952	
	建物、設備等修繕料	3,653,143	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	46,511,190	
	その他物品リース料等	6,974,991	
	事務費等	8,010,962	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	619,784,762	
	差引（剰余金）	△ 1,010,708	-

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

- 予算超過分等の非常勤職員人件費1,208千円を剰余金で負担しました。
- 物価高騰による水道光熱費増が支援金収入を3,091千円上回ったことにより、収支差額がマイナスとなりました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。